

第九十回
帝國議會
貴族院

會計法戰時特例廢止等に関する法律案特別委員會議事速記録第五號

付託議案
○政府出資特別會計法外二十一法令の廢止等に関する法律案

昭和二十一年八月五日(月曜日)午前
十時十分開會

○委員長(男爵古市六三君) ソレデハ
是カラ會議ヲ引續イテ開キマス、大藏
大臣ハ今衆議院ノ方デ御答辯中デア
ルサウデアリマス、御濟ミニナツタ直
接オイデテ願ヘルコトト思ヒマス、大
藏省及外務省ノ政府委員ノ方ガ御見
エニナツテ居リマスカラ、何カ委員ノ方
デ御質問ガ其ノ方面ニ御アリデシタ
御願ヒ致シマス

○板谷順助君 ソレデハ大藏大臣ノ
イデニナル迄御許シヲ得マシテ、大藏
省ノ當局ニ伺ヒタイノデアリマスガ、
占領軍ノ費用ノ經理ハドウナツテ居
リマス、ドウ云フ方法ニ依ツテ經理
ナサルカ、御分リニナツテ居ツタナ
ラバ、伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(達谷直光君) 占領軍ノ經
費ハ昨年度末迄、占領軍ガコツチニ參
リマシテカラ昨年度末迄ハ日本銀行デ
立替ト申シマス、日本銀行デ一應拂
ツテ居リマス、ト申シマスノハ、占領
軍ノ經費ガ日本政府ノ負擔ニナリマス
モノカ、或ハ「アメリカ」軍デ持テマス
モノカ、終局的ニハツキリ致サナカ
タノデ暫定的ナ措置ト致シマシテ、日
本銀行デ占領軍關係ノ假勘定ヲ致シマ
シテ、ソコカラ支出ヲ致シテ居リマシ
タ、其ノ後占領軍ノ方カラ、占領軍ノ
經費ハ寧ろ賠償ヨリモ優先スル、ト云
フコトハ結局、日本政府ノ方デ負擔ス

第四部第十一類 會計法戰時特例廢止等に関する法律案特別委員會議事速記録第五號 昭和二十一年八月五日【貴族院】

ベキモノデアルト云フ話ガゴザイマシ
タノデ、今提出ヲ致シテ居リマス改定
豫算ニハ二十一年度分ト致シマシテ、
確カ百九十億ダツト存ジマスガ、其
ノ經費ヲ計上シテ居ルノデアリマス、
其ノ内譯ハ何レ豫算委員會アタリデ御
説明ガアラウト思ヒマスガ、私ノ承知
シテ居リマスアラマシハ一番大キナ項
目ト致シマシテハ、住宅、向フノ將兵
ガコトラニ駐屯シテ家族ヲ呼ビマス
ガ、其ノ家族ノ爲ノ住宅建設費ガ相當
ノ多額デゴザイマス、ソレカラ更ニ兵
舎ノ建設ヲ命ゼラレテ居リマス、是ガ
其ノ次ニ次イデ相當ノ經費デアリマ
ス、ソレカラアト進駐軍ニ色々ナ勞務
ヲ提供致シテ居ル譯デアリマス、是ノ
勞務ノ賃銀ノ支拂デアリマス、是ガ又
一ツノ大キナ項目ニナツテ居リマス、
ソレカラ其ノ外ニ色々地方應ニ對シマ
シテ、現地ノ軍カラ種々多ク小サナ
施設ノ要求ガアルノデゴザイマス、ソ
レ等ヲ支拂致シマス爲ニ、終戰處理費
ト云フ項目ヲ以テマシテ、百九十億圓
ヲ計上致シテアル次第デアリマス、其
ノ百九十億圓ノ中ニハ今迄日本銀行デ
立替支拂ト申シマス、假勘定デ經理
致シテ居リマシタモノヲ辨濟スル經費
モ合マレテ、百九十億ト云フコトニ相
成リマス

○板谷順助君 御話ノ如ク、或ハ豫算
總會ノ問題デアルカモ存ジマセヌガ、
總會ノ御尋シマスルコトハ、御承知
ノ通り七月分ハ既ニ二十五億、八月分ハ
二十億計上サレテ居リマス、勿論取
國ノ義務ト致シマシテ、占領軍ノ註
文ニ對シテハ出來ルダケ誠意ヲ以テ之
ヲ處理スルト云フコトハ當然デアリマ
ス、當然デアリマスルガ、私ノ聞ク所
ニ依リマスレバ、例ヘバ工事ニ對シテ
見積リノ七分金ヲ拂フ、其ノ中二割ガ
新圖デアト五割ガ封鎖、三割ハ保留シ
テ置ク、處ガ、此ノ三割ヲ何時拂ハレ
カ分ラヌト云フヤウナ關係カラ、正直
ニヤル者ハ三割ガ其ノウチニ下ルダ
ラウト云フノデ、ソレヲ待ツテ居ル、又
或ハ是ハ打切ラレノデヤナイカト云
フ心配カラ、三割ヲ除外シテ相當ノ見
積リヲシテ、ソレデ引合フヤウナ、或
ハソレニ依ツテ相當ノ利益ヲ得ルヤウ
ナヤリ方ヲシテ居ル、デアリマスルカ
ラシテ、或ハ其ノ結果放漫ニ流レル弊
害ガ生ズ易イ、斯ウ私ハ思フノデアリ
マス、從ツテ現在「インフレ」ガ段々
惡化シテ居ル、物價ガ非常ニ高クナ
ルヤウナ情勢ニナツテ居ル、殊ニ勞賃
銀ノ如キモノモ進駐軍ニ使ハレルはガ
標準トナツテ、一般ノ民營ノ仕事或ハ
生産増強ニ私ハ重大ナ影響ガ來ルコト
ト思フノデアリマス、勿論占領軍ト雖
モ日本ノ再建、日本ノ財界ノ安定ト云
フコトニ付テハ出來ルダケノ注意ヲ戴
イテ居ルノデアリマスルカ、斯クノ
如キ占領軍ノ費用ガ放漫ニ使ハレル
ト云フコトハ、固ヨリ私ハ望マレナイ
コトト思フノデアリマス、從ツテ之ニ
付テハ或ハモウ既ニ一般豫算ニ計上サ
レタル以上ハ、日本銀行ノ一部ノ假拂
ト云フコトナク、特別會計トシテ……
勿論此ノ仕事ガ翌年度ニ繰越サレルト

云フヤウナコトモアルコトデアリマス
カラ、特別會計ヲ設置シテ、之ニ依ツ
テ之ヲ整理シタラドウカト考ヘルノデ
アリマス……幸ニ大藏大臣モオイデニ
ナツタノデアリマスガ、モウ一遍言ヒ
マセウカ

○委員長(男爵古市六三君)ドウゾ
○板谷順助君 今私ガ申上ゲマシタノ
ハ、占領軍ノ費用ハ從來日本銀行ノ假
拂勘定ニ於テ之ヲ支拂シテ居ツタス
云フ御話デアリマス、處ガ御承知ノ通
リ今度一般會計ニ是ガ計上サレテ居
マス、勿論占領軍ノ註文ニ對シマシ
ハ、收戰國ノ義務トシテ出來ルダケノ
誠意ヲ以テ之ニ應ズルコトハ當然デア
リマス、處ガ、最近ニ於ケル情勢ヲ聞
イテ見マスルト、例ヘバ工事ノ請負ニ
對シマシテモ七分拂トシテ、二割ハ新
圖、五割ハ封鎖、處ガアトノ三割ト云
フモノハ何時取レカ分ラヌ、或ハ打
切ニナルンデヤナイカト云フヤウナ關
係カラ、モウ三割ハ除外シテ、此ノ七
分ノ金ニ依ツテ相當ノ利益ガアルヤウ
ナ計算ニ依ツテヤツテ居ルヤウナ狀態
デアリマス、デアリマスカラシテ、其
ノ結果段々勞賃銀其ノ他ガ非常ニ、
進駐軍ノ期日ヲ切ツタ仕事ノ關係モ
リマセウ、段々ソレガ高クナリマシテ、
或ハ物資ノ如キモノソレノ同様ニ段々
上リテ致シマシテ、「インフレ」ニ拍車
ヲ掛ケルヤウナ結果ニナツテ居ルト私
ハ思フノデアリマス、從ツテ占領軍ト
雖モ日本ノ財界ノ安寧、或ハ物價ノ安
定ト云フコトニ付キマシテハ勿論希望
シテ居ラレル所デアリ、又日本トシテ

モ之ガ爲ニ今日ノ物價或ハ「インフレ」
問題ニ惡影響ヲ來シテ居ルコトデアリ
マスルカラ、此ノ經理ヲ特別會計ニシ
テ、一般會計ニ既ニ計上ハサレマシタ
ガ、又或ハ是ガ何時迄續クカ分ラヌコ
トデアリマスルカラ、特別會計トシ
テ、出來ルダケ政府ガ責任ヲ持ツテ之
ヲ監督スルト云フコトニ御計ヒニナ
ツチヤ如何デアリマスカ
○委員長(男爵古市六三君) 速記ヲ止
メテ……
(速記中止)
○委員長(男爵古市六三君) 速記ヲ始
メテ……
○松本勝太郎君 私ハ大藏大臣ニ御尋
ネ申上ゲタイト思ヒマス、尙今日ハ外
地關係ノ主管省デアアル外務省ノ政府委
員モ御出席ニナツテ居ルヤウデア
リマス、併セテ御尋ネ申上ゲタイト思
ヒマス、大藏大臣ノ御多用ノ所ヲ煩
マシテ成ルベク簡單ニ御尋ネ致シマ
ス、先日ノ本委員會デ、外地特別會計
ニ屬スル朝鮮總督府ノ如キ直接政府ノ
未拂金迄モ支拂ツテ居ナイ現狀ニア
ル、其ノ爲ニ土木業者ハ困窮ノ極ニ達
シテ居ルノデアリマス、是等ノ理由ヲ
述ベマシテ先般本員ノ質問ニ對シマシ
テ、大藏次官カラ御答辯ヲ得マシタ
ニ依リマスルト、色々ノ事情ガアツテ
今直チニ決濟スルコトガムツカシイ
云フヤウナ意味ノ御答テアツタノデア
リマス、併シ茲ニ能ク御考慮ヲ煩サネ
バナラヌコトガゴザイマス、引揚民ノ
中ニハ土木關係者ガ至ツテ多イノデア
リマス、其ノ數ハ何萬ト云ヒマスルカ、

何十萬ト云ヒマスルカ、今其ノ數字ヲ舉ゲルコトハ出來マセヌガ、御承知ノ如ク請負業者ハ企業者側ト勞務者ノ中間ノ機關デアルノデアリマス、殊ニ戰爭ガ激シクナリマシテカラト云フモノハ、請負業者ト云ヒマスルケレドモガ、寧ロ企業者側カラ非常ニ強要サレマシテ、謂ハバ代辯ヲシテ居ツタト云フニ過ギナイノデアリマス、所謂御取次ヲシテ居ツタ、御手傳ヒヲシテ居ツタ、然ルニ引揚民ノ多數ハ此ノ土木業者ヲ頼リニ歸ツテ來ル、土木業者ト致シマシテハ企業者ヨリ多額ノ受取ルベキ金ガアルニモ拘ラズ厘毛モ入ツテ來ナイ、而モ外地關係ノ預金ハ絕對凍結サレテ居リマス、手モ足モ出ヌ狀態ニ立至ツテ居ルノデアリマス、是ハ想像シテ載キマシテモ、想像ニ餘リアルノデハナイカト思フ位デアリマス、机上論デナクシテ、實際名狀スベカラザル慘狀ヲ呈シテ居ルノデアリマス、ソコデ私ガ特ニ御尋ネ致シマスルノハ、セメテ朝鮮總督府ノ如キ政府直接ノ未拂金ハ速カニ御支拂ニナツテ、此ノ急場ヲ救済スル必要ガアル、而モソレハ緊要事デハナイカト思フノデアリマス、是ニハ色々事情ノアルコトヲ承リマスルケレドモガ、當局ニ於カレテ眞ニ此ノ解決ヲ求メムトナサルナラバ、私ハ方法ハアルト思フノデアリマス、大藏大臣ノ御所見ヲ承リタイト存ジマス

○國務大臣(石橋湛山君) 御尋ノ、外地ニ於テ今迄仕事ヲシテ居ラレタ方々ノノ引揚ゲタ後ノ資遣其ノ他ニ對スル始末ニ付キマシテハ、誠ニドウモ何トモ言ヒ様ノナイ狀況デアリマシテ、御話ノ通り、政府トシテモ實ハ見ルニ忍ビナイ感ジヲ抱イテ居ル譯デアリマス、併シハ預金等モ含メマシテ未ダ現ニ外

地ニ在リマスモノハ、日本トシテハ既
ニドウニモナライ狀況ニ在リマス
シ、ソレカラ内地ニ預金ノ如キ送金セ
ラレマシタモノモ、現在ハ御承知ノ通
リ嚴重ナ凍結ヲ受ケマシテ、殆ド其ノ
支拂ガ出来ナイト云フコトニナツテ居
ル譯デアリマス、今回内地ニ於ケル軍
需補償其ノ他ノ整理ヲ致サナケレバナ
ラヌ譯デアリマスガ、其ノ場合ニ、既
ニ内地ニ到着シテ居リマシテ預金、内
ドニナツテ居リマスモノニ付テハ、内
地ノ其ノ他ノ預金等ト同ジヤウナ取扱
ヲシテ一應ノ解決ヲ付ケルヨリ外ハサ
イト、斯ウ考ヘテ居リマスガ、ソレナ
ヘモ果シテ出来マスカドウデスカ、内
地ノ預金竝ニ取扱ガ出来マスカドウ
カドウ云フコトニマダ一點疑問ヲ持ツ
テ居ルヤウナ次第デアリマス、コンナ
譯デアリマシテ、殘念ナガラ日本政府
トシテ甚ダ力及バザル狀況ニアリマ
ス、御話ノ外地ニ於テ土木事業等ヲ
營業等デ再興ヲシテ戴ク、サウシテソ
レニ必要ナル資金等ノ融通ヲ受ケラ
レ、之ニ對シテハ政府トシテハ出来
ルダケノ援助ヲ致シタイト考ヘテ居
ル譯デアリマス、從來ノ資産ト云フ
モノニ付テハ今申上ゲマシタヤウナ
次第デアリマシテ、近イ間ニソレ等
ノ方々ニ御満足ヲ與ヘ、或ハソレ等
ノ方々ガ、其ノ外地ニ於ケル資産ニ
依ツテ、ソレヲ頼リニシテ再興スル
ト云フ實ハ望ミガ非常ニ乏シイト云
フコトヲ申上ゲザルヤウナ狀況ニア
ル譯デアリマス、其ノ點ヲツ御了承
願ヒタイト思ヒマス

○松本勝太郎君 速記ヲ止メテ戴
キタ

●ト思ヒマス

○委員長(男爵古市大三君) 速記ヲ止
メテ……

(速記中止)

○委員長(男爵古市大三君) 速記ヲ始
メテ……

○男爵多久龍三郎君 私ノ讀ミ違ヒカ
モ知レマセヌケレドモチヨツト御尋ネ
致シタイノデアリマスガ、此ノ第十條
ノ削除ノ點ニ付キマシテ、今ノ戰爭
ニ際シ「ト云フ文字ガ削除ニナツテ居
リマスルガ、是ハ如何ナル意味デゴザ
イマセウカ

○政府委員(窪谷直光君) 是ハ一應會
計法ノ系統ニ於キマシテハ「今次ノ戰
爭ニ際シ」ト云フ言葉ハ、講和條約締
結ノ時迄ト云フ解釋ヲ採ツテ居リマス
ノデ、講和條約締結ニ至リマス迄ハ、
此ノ制度全般ニ對シテ當然再檢討ヲ致
サナケレバ相成ラス譯デアリマス

○委員長(男爵古市大三君) 別ニ御質
問ヘゴザイマセメカ、御質問モナイヤ
ウデアリマスカラ討論ニ移リマス

○板谷順助君 私ハ本案ニ對シテ希望
意見ヲ申上ゲマシテ贊意ヲ表スル者デ
アリマス、此ノ法案ニ依ツテ戰時關係
ノ特別會計ガ二十一年廢止サレマシタケ
レドモ、マダ後ニ二十二年ヲ居ル、
私ハ殘リノ特別會計ガ最近ニ於ケル情
勢ニ依ツテ、相當ニ變化ヲ來シテ居ル
ノデアリマスカラ、成ルベク特別會計
ハ附則ノ方宜シイ、殊ニ一般會計ト
ノ混同デ唯見テ分ラヌ、デアリマスカ
ラシテ出來ル限リ今後ハ特別會計ヲ附
則ニスルコト、又更ニ若シ此ノ特別會
計ノ目的、或ハ内容ガ變ツテ來タナラ
バ、舊イモノハ廢止シ、新シク更ニ立
案スルト云フコトガ法ノ建前ニ於テ當
然デアル、然ルニ近年兎角一部ノ改正
改正ト云フヤウナコトデ段々是方將來
分ラナクナルト思フ、例ヘバ食糧管理

テ特別會計ガ設置サレタモノガ、最近ニ於テハ消費者保護ニナツテ居ル、併シ此ノ食糧管理法ニ付キマシテ私ハ先般モ申述ベマシタヤウニ、一般會計ガラ四十五億ノ赤字ガ補填サレルガ非シテはハ有效ニ使ハレルカドウカヲ豫算ニ付キマシテモ、二十億一般會計ヲ補填スル、而モ其ノ改正ノ文句ガ、當分ノ間決算上ノ損失ヲ補填スル、所謂一種ノ補給デアルモノガ將來ニ於テ補填サレル途ハアリハシナイ、殊ニ内務、殖産ニナツテ居ル、斯ウ云フ龐大ノ五千萬圓ニナツテ居ル、斯ウ云フ龐大ノ人件費ヲ使ツテ果シテ消費者ノ爲ニ、或ハ價調節ノ爲ニ利益ガアルカドウカ、私ハ之ニ對シテ疑問ヲ持ツテ居ル、殊ニ又鐵道特別會計、或ハ通信特別會計ノ如キモ、益金ノアツタ場合ハ、一般會計ニ繰込ムト云フノガ、御承知ノ通り十四億ノ赤字ガ既ニ出テ居ル、今度ノ特別會計豫算ヲ見マスト、九月カ十月ノ値上ゲヲ見込ンデ、十三億九千萬圓モ、之ヲ取リモシナイ金ヲ赤字補填ト云フノデ喰込ンデ、更ニ二十七億ノ赤字ガ出テ居ル、通信關係ニ於テモ同様、豫算ヲ見ルハ八億六千萬圓ノ公債ニ依ツテ之ヲ支辨シテ居ル、デアリマスカラシテ、事業ヲ持ツタ特別會計デアリマスカラ、勿論はハドウモニカシナケレバナヌメデセウガ、恐ラク此ノ特別會計ナルモノハ、既ニ破綻ヲ來シテ居ルト云フヤウナ狀態デアアル、デアリマスカラシテ將來之ニ對シテ政府ハ更ニ檢討ヲ加ヘ、考慮ヲ拂フ必要ガアルノデヤナイカト私ハ思フノデアリマス、更ニ又政府出資ノ國策會社ニ付キマシテモ國民一般ガ財産喪失ノ

此ノ特殊會社ハ將來ニハ全部整理ヲスルト云フコトデアリマスルガ、此ノ整理ノ場合ニ於テハ先ヅ政府ガ率先シテ國民ニ範ヲ示ス、所謂責任ヲ感ズル意味ニ於キマシテ出來ルダケ、抛棄ト云ヘバ或ハ困難カモ知レマセヌケレドモ、此ノ株ノ處置ニ付テハ相當ノ考慮ヲ拂フノガ當然デヤナイカト私ハ思フノデアリマス、ソレカラ又郵便年金、簡易保險、郵便貯金ニ對スル零細ナル少額ノ預金デアルカラ、是ハ全面的ニ制限ヲ附サスト云フコトヲ委員會ニ於テ言明サレタニモ拘ラズ、更ニ此ノ問題ニ對シテドウモ制限ヲ附スヤウナコトニナツテ居ル、此ノ財政困難或ハ整理ノ場合ニ於テ政府トシテモ色々苦心ヲサレテ居ルデアリマセウケレドモ、而モ委員會ニ於テ言明シタ點ヲ觀スガガ如キ、是コソ政府ノ威信ニ重大ナ關係ガアルト思フノデアリマスルカラ、是等モ言明サレタ通りニ之ヲ實行シテ貰ヒタイ、大體以上ノ希望意見ヲ述ベマシテ本案ニ賛成致シマス

○子爵松平親義君 私モ本法案ニ對シマシテ賛成ノ意見ヲ述ベルモノデアリマス、政府ハ此ノ度此ノ法案ニ依リマシテ、終戰ニ伴フテ當然其ノ存置ノ意義ヲ失ヒマシタ所ノ陸海軍關係ノ特別會計ヲ此ノ際廢止セテレムトスルモノデアリマス、是ト共ニ外地關係ノ特別會計ノ廢止ニ當ツテハ、昭和十九年度分及ビ二十年度分ノ歲入歳出ノ決算ニ付テハ議會ヘノ提出ヲ當分延期サレムトスルモノデアリマス、又更ニ昭和十九年度ト二十年度ノ國有財産増減總計算書ノ調製ノ特例ヲ設ケムトスルモノデアリマス、又曩ニ可決セテレマシタ所ノ會計法戰時特例廢止等ニ關する法

律案ニ於キマシテモ、決算ノ正規ノ様式ノ省略、出納完結事務期間ノ繰延等ノ措置ヲ行ツテ居ラレド、デアリマス、是等ノ措置ニ付キマシテハ何レモ

震災並ニ終戦ニ伴フ社會混亂等ノ爲ニ、決算調製上ニ必要ナル資料ノ喪失、滅失或ハ棄却、抑留等ノ原因ニ依ル所

ノモノデアリマシテ、誠ニ已ムヲ得ナイモノデアアルノデアツテ、一ツノ經過

的ノ立法デアルト私ハ考ヘマス、固ヨリ以上ノ陸海軍關係ノモノヲ含メマシ

テ、是等諸會計ノ經理、實績ノ調査、處理ニ當リマシテハ、大藏當局ノ御苦

心ノアル所モ十分御察シスルノデアリマスケレドモ、是等ニ對シマシテハ嚴

正ナル態度ヲ以テ臨ムコトハ勿論デアリマスガ、唯單ナル計數的、外形的ナ

整備ニ囚ハレルト云フヤウナコトガアツテハナラナイと思フノデアリマス、

寧ろ會計制度ノ精神ヲ汲取ラレマシテ、收支ノ使途ニ付キマシテハ政府ノ

責任ノ歸スル所ヲ明瞭ナラシメルコトニ專テ留意シテ戴キタイと思フノデア

リマス、而シテ會計内容ノ公表スベキモノハ出來得ル限り速カナル機會ニ之

ヲ公表セラレルコトガ肝要デアリマス、ソコデ始めテ現下ニ於テ最モ大切

デアル所ノ責任政治ト云フコトニ對スル一ツノ模範ヲ政府ガ示サレコトニ

ナルと思フノデアリマス、而シテ且又政府ニ對スル國民ノ信頼感ト云フモノ

モ茲ニ於テ始めテ昂マル所以ノモノガアルト考ヘマス、以上私愚見デアリマ

シタケレドモ述ベマシテ此ノ原案ニ賛成ヲ致シマス

○委員長(男爵古市六三君) 是ニテ討論ハ終結シタモノト認メマシテ、採決

ニ移リマス、政府出資特別會計法外二十一法令ノ廢止等ニ關する法律案ヲ原

案通り可決スルコトニ御異議ガゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(男爵古市六三君) 是ニテ本法案ハ全會一致ヲ以テ、原案通り可決スベキモノト決定致シマシタ、是デ散會致シマス

午前十時五十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 男爵古市 六三君

副委員長 子爵黑田 長敬君

委員

侯爵四條 隆德君

侯爵佐竹 義榮君

子爵松平 親義君

男爵園田 武彥君

男爵多田龍三郎君

黑田 英雄君

松本勝太郎君

板谷 順助君

子爵日野西資忠君

田島 道治君

國務大臣

大藏大臣 石橋 湛山君

政府委員

外務事務官 山中 德二君

大藏事務官 長沼 弘毅君

同 窪谷 直光君

同 石原 周夫君

昭和二十一年九月十二日印刷

昭和二十一年九月十三日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局